

議案に対する質 疑

愛媛県後期高齢者医療
広域連合の設立について

問

- 一・広域連合になぜするのか。負担増にはならないのか。
- 二・職員数について
- 三・経費の負担は
- 四・実施の時期は
- 五・保険料の予想は

答

- 一・高齢者医療費が増大し、国・自治体の財政を圧迫しており、高齢者自身にも負担をしてもらおう。また、単位が県全域であり、安定した財政基盤が期待でき、あわせて事務の効率化を図ることができる。
- 二・各自自治体からの派遣で、全員で二十人、伊予市からは一人である。
- 三・均等割十％、後期高齢者人口割・全人口割がそれぞれ四五％である。伊予市は三・〇五％の負担である。
- 四・平成二十年四月からである。また、一年間、制度の説

明等の準備をする。
五・一人当たり平均で六〜七万円を予想している。

伊予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

問

- 一・任期付職員の採用とはどのようなことか。
- 二・今までの再任用制度とはどこが違うのか。

答

- 一・地方分権の進展により地方行政の高度化・専門化が進む中で、国が地方公共団体のためにつくった法律であり、特に専門的な知識の経験者や優秀な人材に限って三〜五年の期限付で採用し、身分保障もするという制度である。
- 二・任期付職員の採用には退職した職員は含まれず、再任用制度とは、職員が退職して年金がもらえるまでの間、採用する制度である。

伊予市下水道条例の一部を改正する条例について

問

- 下水道使用料の改定に関して伺いたい。
- 一・平均的家庭における改定料金について
- 二・平均二〇・一％の値上げによる収入の総額は
- 三・大口使用者及び湯屋について

答

- 一・使用水量区分の割合は、二カ月で六〇トン以下の使用家庭が九〇％を占めている。平均的家庭構成は四人で、二カ月で四〇トン程度使用した場合、七八〇円（二一・三％）の値上げとなる。
- 二・使用料収入見込額は、十九年度二、六〇〇万円、二十年度二、七五〇万円、二十一年度二、九一〇万円の増収を見込んでいる。
- 三・一〇〇㎡以上の大口利用者の使用水量は、約二〇％である。他市の実態等を考慮して、大口使用者は、一八円（一六・五％）を引き上げた。湯屋については、㎡当たり

三〇円で据え置きとした。



終末処理場

答

伊予市行政評価に関する条例の制定について

問

- 一・「具体的数値等を用いて」とあるが、どういうことか。
- 二・「別に定める調査」とはどういうことか。
- 三・行政評価委員会はどのような人で構成するのか。
- 四・「市ホームページを利用し公表する」とあるが、市の広報紙を利用してはどうか。

- 一・現在、市には七百程度の事務事業があり、何年度までに計画したものを年度ごとに目標設定し、活動しようということである。
 - 二・事務事業等を評価調査に記載し指標を定め、自己評価や所属長による一次評価を行い、二次評価では、所属部長は事務事業を整理統合して拡大、縮小、廃止の判断をし、住民ニーズに合った事務事業への対応と、五段階で評価していく組織になっている。また、必要なら年に一回程度外部評価を予定している。
 - 三・専門的な知識を有する市外の大学教授、弁護士や専門分野の方にも入っていただき、市民の公募も考えている。委員は六人以内を相定している。
 - 四・事務事業が膨大なのでホームページを中心に公表し、広報紙では事務事業の一覧表で評価結果を公表したい。
- また、評価調査は各地域事務所の窓口につき、市民に見ていただくようにしている。